

前橋市告示第161号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の
3の規定により、令和7年度前橋市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、前橋市廃棄
物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により、次
のとおり告示します。

令和8年3月31日

前橋市長 小川 晶

令和8年度前橋市一般廃棄物処理実施計画

【ごみ処理計画】

1 計画区域

前橋市全域とする。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の排出量
可燃ごみ	82,243 t/年
不燃ごみ	2,352 t/年
プラ容器	2,335 t/年
資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）	3,883 t/年
紙・衣類等	2,449 t/年
粗大ごみ	2,849 t/年
有害ごみ（乾電池、水銀式体温計、蛍光管）	110 t/年
危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、ライター）	91 t/年
紙・衣類等拠点回収物	1,014 t/年
小型家電拠点回収物	140 t/年
廃食用油拠点回収物	7 t/年
火災ごみ他	1 t/年
小計	97,474 t/年
有価物集団回収物（紙・衣類等）	5,220 t/年
合計	102,694 t/年
小動物の死体	2,348 体/年

※ 可燃ごみには、在宅医療廃棄物6.5t及び市内で排出された一般廃棄物の区域外処分253tを含む。

4 一般廃棄物の収集方法、処分方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法等

一般廃棄物の種類		収集・運搬主体	収集回数	収集方法	収集運搬量 (単位 t/年)	
可燃ごみ	市(直営)	市(委託)	週2回	指定袋によるステーション方式	11,893	59,464
	47,571					
不燃ごみ	市(直営)	市(委託)	月1回	指定袋によるステーション方式	440	2,198
	1,868					
プラ容器	市(直営)	市(委託)	月3回	指定袋によるステーション方式	448	2,042
	1,792					
資源ごみ	びん	市(直営)	隔週1回	コンテナによるステーション方式	564	2,240
		市(委託)			2,256	
	缶	市(直営)		142	指定袋によるステーション方式	712
		市(委託)		570		
	ペットボトル	市(直営)		186	指定袋によるステーション方式	932
		市(委託)		746		
粗大ごみ	市(委託)	必要の都度	自治会単位の集団回収及び電話予約による各戸回収	1,074		
有害ごみ (乾電池、水銀式体温計、蛍光管)	市(直営)	市(委託)	隔週1回	コンテナによるステーション方式	22	110
	88					
危険ごみ (スプレー缶、カセットボンベ、ライター)	市(直営)	市(委託)	隔週1回	コンテナによるステーション方式	18	91
	73					
紙・衣類等	市(委託)	隔週1回	ステーション方式	3,463		
		随時	拠点回収方式			
小型家電	市(直営)	随時	拠点回収方式及び自己搬入	140		
廃食用油拠点回収	市(直営)	随時	拠点回収方式	7		
在宅医療廃棄物	市(委託)	随時	拠点回収方式	7		
合 計					72,773	
小動物の死体	市(委託)又は排出者	必要の都度	電話予約による各戸収集(有料、ただし飼い主不明のものは無料)、排出者による直接搬入	2,348体/年		

(2) 家庭から排出されるごみ(以下「家庭ごみ」という。)は、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たって分別区分への適正排出の遵守及び指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

(3) ごみ集積場所その他一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物の搬出場所

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第5条の2に規定するごみ集積場所（同条例第3条第1項の所定の場所をいう。）その他同条例第2条に規定する一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物の搬出場所は、次のとおりとする。

- ① ステーション方式により家庭ごみを搬出するごみ集積場所は、自治会等が市に申し出ること等により、収集の可否を確認したうえで市が定めるものとし、その所在は、ごみ収集課保管の「ごみ集積場所位置図」によるものとする。
- ② 自治会単位の集団回収による粗大ごみの搬出場所は、自治会が市に申し出ること等により、収集の可否を確認したうえで市が定めるものとし、その所在は、ごみ収集課保管の「粗大ごみ搬出場所位置図」によるものとする。
- ③ 拠点回収方式による紙・衣類等、使用済小型家電、廃食用油及び在宅医療廃棄物の搬出場所の所在は、ごみ収集課保管の「紙リサイクル庫・使用済小型家電・廃食用油・在宅医療廃棄物回収場所」によるものとする。

(4) 家庭ごみ及び粗大ごみの自己搬入

市民による家庭ごみ及び粗大ごみの自己搬入については、(6) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の処理方法等の例によるものとする。

(5) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とし、(3) のごみ集積場所には排出できないものとする。

排出者は、一般廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源回収業者などを活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自ら処理できない場合には、排出者が自ら又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬し、市の処理施設等で処理するものとする。

(6) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の処理方法等

一般廃棄物の種類	市有施設への搬入方法	搬入先	搬入量 (単位 t/年)
可燃ごみ	許可業者による事業所別収集方式、 排出者による直接搬入 ※1	※2	22,520
不燃ごみ		※3	154
粗大ごみ			1,775
火災ごみ他		※4	17
合 計			24,449

※1 直接搬入は、市民による家庭ごみ及び粗大ごみの自己搬入を含みます。

※2 六供清掃工場、荻窪清掃工場（剪定枝のみ）

※3 荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションのうち市が指定する市有施設

※4 六供清掃工場、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションのうち市が指定する市有施設

(7) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可

本市の許可業者数は充足しており、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、令和7年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の新規の許可は、行わない。ただし、市による処理が困難となる種類の一般廃棄物等に係る収集運搬については、市長が必要と認める場合に限り、許可することとする。

また、一定の品目（紙、ペットボトル、びん、缶）について、適正処理及び再資源化が見込まれると市長が認めた場合は、一般廃棄物の収集運搬に係る積替え保管の許可を行うものとする。

(8) 一般廃棄物の処分方法等

一般廃棄物の種類		処理施設	処理主体	処理量 (t/年)	処理方法等
可燃ごみ		六供清掃工場	市(直営)	82,979	焼却・熱回収(発電)
					焼却
不燃ごみ		荻窪清掃工場	市(直営)	2,352	破碎・選別し、金属は資源化。可燃残さは焼却、不燃残さは埋め立て
		富士見クリーンステーション			
プラ容器		荻窪清掃工場	市(直営)	2,335	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、再商品化事業者へ引き渡し。異物等の残さは焼却
資源ごみ	びん	荻窪清掃工場びん選別処理施設	市(直営)	2,240	生きびんと色別(無色、茶、その他)に選別し、生きびんは売却。色別びんは、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡し
	缶	荻窪清掃工場		712	鉄・アルミに選別し売却
		富士見クリーンステーション			
ペットボトル	大渡ペットボトル選別処理施設	932	容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡し		
紙・衣類等		民間処理施設(市内)	民間	3,463	売却
粗大ごみ		民間処理施設(市内)	市(委託)	2,849	金属類、木類、その他に分類後破碎・選別し、金属・木製チップは資源化
有害ごみ		民間処理施設(市外)	市(委託)	110	専門の処理業者に委託
危険ごみ		荻窪清掃工場、民間処理施設(市外)	市(直営、委託)	91	ライターは直接埋め立て その他は専門の処理業者に委託
小型家電		民間処理施設(市内)	民間	140	売却
小動物の死体		六供清掃工場	市(直営)	2,348 体/年	焼却
廃食用油		民間処理施設	民間	7	売却
火災ごみ他		民間処理施設	市(委託)	1	処理業者に委託

※ 可燃ごみには、在宅医療廃棄物6.5t及び市外で排出された一般廃棄物の市内処分989tを含む。

(9) 一般廃棄物の最終処分方法等

一般廃棄物の種類	処理施設	処理主体	処理量 (m ³ /年)	処理方法
焼却残さ 破砕残さ	前橋市最終処分場 富士見最終処分場	市 (直営)	9,346	埋め立て
			1,360	

(10) 一般廃棄物の区域外処分等

①市外で排出された一般廃棄物の市内処分は、次のとおりとする。

排出事業者	高崎市内のフレッシュランチ39 群馬店	渋川市内のベルク渋川店他1店舗
種類	可燃ごみ (食品廃棄物)	可燃ごみ (食品廃棄物)
排出量	125 t/年	28 t/年
収集運搬業者	(株)丸越	(株)丸越
処分の場所	前橋市富士見町赤城山字上横道1 204-1663	前橋市富士見町赤城山字上横道12 04-1663
処分業者	リプロテック(株)	リプロテック(株)
処理方法	堆肥化	堆肥化
処理期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

排出事業者	渋川市	渋川市
種類	廃蛍光管	可燃ごみ (食品廃棄物)
排出量	1.2 t/年	215 t/年
収集運搬業者	渋川市	リプロテック(株)
処分の場所	前橋市駒形町1326-1	前橋市富士見町赤城山字上横道12 04-1663
処分業者	(株)ナカダイ	リプロテック(株)
処理方法	破砕	堆肥化
処理期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

排出事業者	玉村町	吉岡町内のフレッシュイセ吉岡店他1 店舗
種類	枝木、木質家具類、畳	可燃ごみ (食品廃棄物)
排出量	590 t/年	6 t/年
収集運搬業者	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団	(株)丸越
処分の場所	前橋市力丸町487-1	前橋市富士見町赤城山字上横道1 204-1663
処分業者	(株)ログ	リプロテック(株)

処 理 方 法	チップ加工 バイオマス燃料化	堆肥化
処 理 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

排 出 事 業 者	沼田市	高崎市
種 類	廃蛍光管	廃蛍光管
排 出 量	4 t／年	20 t／年
収集運搬業者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処分の場所	前橋市駒形町1326-1	前橋市駒形町1326-1
処 分 業 者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処 理 方 法	破碎	破碎
処 理 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

②市内で排出された一般廃棄物の区域外処分は、次のとおりとする。

排 出 事 業 者	前橋市内の庄や前橋店他3店舗	前橋市内のとりせん新前橋店他9店舗
種 類	食品廃棄物	食品廃棄物
排 出 量	32.4 t／年	72.9 t／年
収集運搬業者	(株)サニタリーセンター	(株)環境システムズ
処分の場所	埼玉県本庄市新井字川原788番地外	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処 分 業 者	(株)サニタリーセンター	(株)アイル・クリーンテック
処 理 方 法	堆肥化	堆肥化
処 理 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

排 出 事 業 者	前橋市内のアピタ前橋店他1店舗	(株)関電工 北関東・北信越営業本部 群馬支店
種 類	食品廃棄物	木くず
排 出 量	132 t／年	10 t／年
収集運搬業者	(株)群成舎	生方工業(株)
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328	群馬県渋川市川島1839番地1
処 分 業 者	(株)アイル・クリーンテック	北進重機(株)
処 理 方 法	堆肥化	バイオマス燃料化

処 理 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
---------	---------------------------	---------------------------

排 出 事 業 者	プラス(株) 前橋工場	太平食品工業(株)
種 類	紙コップ(専ら物)	紙カップ容器(専ら物)
排 出 量	0.024t/年	6.0t/年
収集運搬業者	福山通運(株)	松崎商事(株)
処 分 の 場 所	静岡県富士市中之郷575-1	埼玉県久喜市西大輪171番地1
処 分 業 者	コアレックス信栄(株)	松崎商事(株)
処 理 方 法	溶解	圧縮・梱包
処 理 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

5 一般廃棄物の減量・リサイクル施策に関する事項

(1) 家庭から排出される一般廃棄物(家庭ごみ)

家庭ごみ減量化の取組について、次の事業により啓発・推進する。

区分	事 業 名	事 業 内 容
イ ベ ン ト 等	清掃工場等の施設見学	ごみ問題への理解や認識を深めてもらうため、工場見学会を実施する。
印 刷 物 等 に よ る 啓 発	家庭用資源・ごみ収集カレンダー	ごみの排出日及びタイムリーな記事等を記載した資源・ごみ収集カレンダーを全世帯に配付するとともに、転入者等に対し窓口で配布する。 また、外国人用に6言語(英・ポルトガル・スペイン・中国・ハングル・ネパール)で説明書を作成し、配付する。
	家庭用資源・ごみ分別ガイドブック	ごみの分別や出し方を細かく説明した資源・ごみの分別ガイドブックを全世帯に配付するとともに、転入者等に対して窓口で配布する。
	「広報まえばし」、市ホームページ等を活用した情報提供	広報まえばしや市ホームページ等を活用し、市民により身近なごみ減量・資源化に関する情報をタイムリーに発信する。
	資源・ごみ分別アプリ	スマートフォン等を利用し、ごみ出しルールや分別方法、収集日等を周知する。
リ サ イ ク ル 教	ごみ減量・リサイクル講座(出前講座)	市民等の団体が主催する学習の場に職員等を講師として派遣し、「ステキにごみダイエット」の講座を実施する。
	ごみ減量紙芝居	幼児(親子向け)を対象にごみ減量を目的とした紙芝居を、貸出及び市ホームページ等で公開する。

育 の 推 進	啓発ビデオの上映	市保健センターで開催する「ハローベビークラス」の待ち時間を利用して、啓発ビデオを上映する。
	自治会・協力団体への啓発素材の提供	自治会や協力団体が啓発のために利用するチラシや看板等を作成するための素材を、市ホームページ等で提供する。
	啓発チラシ・看板等の提供	自治会や協力団体からの要望により、地域の実情に合わせた啓発用のチラシや看板等を作成し、提供する。
そ の 他	環境美化推進員制度	ごみ減量対策の推進並びに清掃思想の普及・高揚及び清潔で快適な生活環境を確保するために、市と市民とのパイプ役として、また、身近なごみ問題のリーダーとして活動する環境美化推進員を委嘱する。
	有価物集団回収事業支援	自治会や子供会などで、有価物を定期的に回収する団体に対して、回収量に応じた補助を行い、ごみ減量化を図るとともにリサイクルを推進する。
	指定袋制度 前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱第8条により市長が定めた容器	分別の徹底、ごみ出しマナーの向上、収集、処理作業の安全確保、他地区からの持ち込み防止を目的に指定袋制度を導入している。
	路上喫煙、ポイ捨て等の防止	「路上喫煙、ポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、市内全域で吸い殻や空き缶などの「ポイ捨て」を禁止し、指定された「路上喫煙防止重点区域内」での路上喫煙を禁止する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業所ごみ）

区分	事業名	事業内容
そ の 他	食べきり協力店登録制度	食べ残しの削減等に取り組む飲食店や宿泊施設等を登録し、そのPR等を行う。

(3) 資源化量

① 排出前の資源化量

(単位：t/年)

区分	内 容	資源化量
有 価 物 集 団 回 収	自治会、子供会、学校PTAなどが実施する有価物集団回収事業を推進するため、回収団体へ奨励金を、回収業者へ助成金をそれぞれ回収量に応じて交付する。	5, 220

② 排出（収集）後の資源化量

(単位：t/年)

区 分	内 容	資 源 化 量
金属類回収	荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで鉄及びアルミニウムを選別し、回収する。	1, 098
プラ容器収集	プラスチック製容器包装をステーション方式で収集する。	1, 604
資源ごみ収集	びん・缶・ペットボトル・乾電池・蛍光	4, 085

(家庭)	管・水銀体温計・スプレー缶、カセットボンベ、ライターをステーション方式で収集する。	ガラスびん	2, 240
		缶	712
		ペットボトル	932
		乾電池	90
		蛍光管・水銀体温計	20
		スプレー缶他	91
紙・衣類等 分別収集	紙・衣類等をステーション方式で収集する。	3, 463	
紙・衣類等 拠点回収	市有施設にリサイクル庫を設置して紙・衣類等を回収する。		
粗大ごみ	民間施設で破砕・選別処理を行い、金属類・木類等を資源化する。	2, 849	
焼却灰及び 飛灰	可燃ごみを焼却処理した残渣である焼却灰及び飛灰を民間施設で資源化する。	500	
小型家電 拠点回収	市有施設及び家電量販店に回収ボックスを設置して小型家電を回収する。	140	
廃食用油 拠点回収	市有施設に回収ボックスを設置して廃食用油を回収する。	7	
合 計		13, 746	

6 収集しない一般廃棄物の概要

(1) 収集しない一般廃棄物

排出禁止物 適正処理困難物	前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第1項及び前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱第10条第1項に規定する一般廃棄物
一時多量ごみ	転居等に伴い発生する一時多量ごみ(20kg以上)

(2) 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処 理 方 法
排出禁止物 適正処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。 ・特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法に基づき小売業者に引き渡すか、(3)の指定引き取り場所に自己搬入する。又は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の収集運搬業許可を受けた者に、(3)の指定引き取り場所又は同法の処分業許可を受け特定家庭用機器廃棄物を処分できる業者まで運搬を委託する。 ・自動車 使用を終了したもの(中古車又は下取車として売却する場合及び運行以外の用途で使用する場合を除く。)は、使用済自動車の再資源化等に関する法律の引取業の登録を受けた者に引き取りを依頼する。 ・オートバイ 二輪車の広域処理認定を受けた者に処理を委託するか、公益社団法人自動車リサイクル促進センター又は廃棄二輪車取扱店へ連絡する。 ・消火器 特定窓口へ連絡する。 ・特別管理一般廃棄物 医療機関等から排出される感染性病原体が含まれ又は含むおそれのあるもの。専門処理業者に適正処理を依頼する。

一時多量ごみ	市の清掃工場へ自己搬入するか、ごみ収集運搬業者へ依頼し、市の処理施設で処理を行う。
--------	---

(3) 特定家庭用機器廃棄物の指定引き取り場所

区 分	収集・運搬主体	指 定 引 き 取 り 場 所
特定家庭用機器 廃棄物	排出者 許可業者 小売業者	ウブカタ資源(株)高崎 高崎市正観寺町1175

7 家庭ごみ収集運搬主体及び収集区域、収集区域ごとの搬入先

(1) 収集運搬主体、収集区域

①可燃ごみ、不燃ごみ、プラ容器、資源ごみ、有害ごみ、危険ごみ

収集運搬主体	収 集 区 域 (町 名 及 び 地 区 名)
ごみ収集課	岩神町一・二・三・四丁目、敷島町、昭和町一・二・三丁目、平和町一・二丁目、 国領町一・二丁目、住吉町一・二丁目、若宮町一・二・三・四丁目、 日吉町一・二・三・四丁目、城東町一・二・三・四・五丁目、 大手町一・二・三丁目、紅雲町一・二丁目、 千代田町一・二・三・四・五丁目、本町一・二・三丁目、表町一・二丁目、 三河町一・二丁目、朝日町一・二・三・四丁目、天川原町一・二丁目、 天川町、文京町一・二・三・四丁目、緑が丘町、
野口環境衛生(有)	上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、中内町、 東善町、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、 徳丸町、房丸町、下川町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、 江木町、天川大島町、天川大島町一・二・三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、 東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、下大屋町、泉沢町、 富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、 今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町、神沢の森
(株)前橋かんせい センター	箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、 上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一・二丁目、江田町、 朝日が丘町、光が丘町、大利根町一・二丁目、新前橋町、青葉町、元総社町、 元総社町一・二・三丁目、大友町一・二・三丁目、大渡町一・二丁目、石倉町、 石倉町一・二・三・四・五丁目、鳥羽町、下石倉町、問屋町一・二丁目、 総社町総社、総社町一・二・三・四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、 総社町桜が丘
(有)秦野清掃	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、 高花台一・二丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町一・二・三・四・五丁目、 東片貝町、上細井町、下細井町、北代田町、下小出町一・二・三丁目、 上小出町一・二・三丁目、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、荒牧町一・二・三・四丁目、 日輪寺町、川端町、田口町、関根町、関根町一・二・三丁目、川原町、 川原町一・二丁目、南橋町
(有)双葉清掃社	山王町、山王町一・二丁目、広瀬町一・二・三丁目

(有)前橋衛生舎	朝倉町一・二・三・四丁目、三俣町一・二・三丁目、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町、前橋駅・新前橋駅の清掃ごみ及び中心市街地の灰皿（市が指定する場所）
(有)大胡清掃社	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
(有)坂本清掃社	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
(有)坂本清掃社	粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳
(有)富士見清掃センター	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山
(株)オダワラ	六供町一・二・三・四・五丁目、南町一・二・三・四丁目

②紙・衣類等

(有)斉田商事	岩神町一・二・三・四丁目、敷島町、昭和町一・二・三丁目、平和町一・二丁目、国領町一・二丁目、住吉町一・二丁目、若宮町一・二・三・四丁目、日吉町一・二・三・四丁目、城東町一・二・三・四・五丁目、大手町一・二・三丁目、紅雲町一・二丁目、千代田町一・二・三・四・五丁目、本町一・二・三丁目、表町一・二丁目、三河町一・二丁目、朝日町一・二・三・四丁目、天川原町一・二丁目、天川町、文京町一・二・三・四丁目、緑が丘町、下小出町一・二・三丁目、上小出町一・二・三丁目、富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山
(有)大胡清掃社	六供町一・二・三・四・五丁目、上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、山王町、山王町一・二丁目、中内町、東善町、広瀬町一・二・三丁目、勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一・二丁目、萩窪町、堀之下町、堤町、江木町、下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町、神沢の森、大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町、鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町、粕川町新屋、粕川町込皆戸

前橋市再生資源事業協同組合	南町一・二・三・四丁目、 公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、 房丸町、下川町、 箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、 上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一・二丁目、江田町、 朝日が丘町、光が丘町、大利根町一・二丁目、新前橋町、青葉町、 元総社町、元総社町一・二・三丁目、大友町一・二・三丁目、大渡町一・二丁目、 石倉町、石倉町一・二・三・四・五丁目、鳥羽町、下石倉町、間屋町一・二丁目、 総社町総社、総社町一・二・三・四丁目、総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、 総社町桜が丘、 池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町
(福)しのめ会 とも	三俣町一・二・三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、 西片貝町一・二・三・四・五丁目、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、 上細井町、下細井町、北代田町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、 荒牧町一・二・三・四丁目、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、 関根町一・二・三丁目、川原町、川原町一・二丁目、南橋町、 天川大島町、天川大島町一・二・三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、 野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、朝倉町一・二・三・四丁目 粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、 粕川町深津、粕川町女渕、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、 粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳

③粗大ごみ

前橋市再生資源事業協同組合	前橋市全域
---------------	-------

④小動物の死体

(有)大三興業	前橋市全域
---------	-------

(2) 収集区域ごとの搬入先

- ① 収集したごみについては、六供清掃工場、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーション及びペットボトル選別処理施設へ搬入する。
- ② 「粗大ごみ」については、久松商事(株)、上毛資源(株)及び(株)ナカダイへ搬入する。
- ③ 紙・衣類等分別収集事業で収集した「紙」、「衣類等」については、今井前橋資源(有)、(株)群馬総合資源、(株)群馬総合紙業、永田紙業(株)及び庭前紙業(株)へ搬入する。

【し尿・汚泥処理計画】

1 計画区域

前橋市全域とする。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量 (単位：kℓ /年)	収 集 回 数	収 集 方 法
し尿	2, 995	月1回（必要に応じて2～3回）	各戸収集方式
浄化槽汚泥	28, 982	年1回（全ばっ気型浄化槽はおおむね6月ごとに1回以上）	各戸収集方式

4 収集運搬主体及び収集区域

(1) し尿収集運搬

収集運搬主体	収 集 区 域 (町 名 及 び 地 区 名)
(株)関東グンセイ	岩神町一・二・三・四丁目、敷島町、昭和町一・二・三丁目、平和町一・二丁目、 国領町一・二丁目、住吉町一・二丁目、若宮町一・二・三・四丁目、 日吉町一・二・三・四丁目、城東町一・二丁目、紅雲町一・二丁目、表町一丁目、 天川原町一・二丁目、六供町一・二・三・四・五丁目、天川町、 文京町一・二・三・四丁目、南町一・二・三・四丁目、緑が丘町、上佐鳥町、 櫛島町、朝倉町、朝倉町一・二・三・四丁目、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、 山王町、山王町一・二丁目、中内町、東善町、広瀬町一・二・三丁目、公田町、 横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町、 三俣町一（上電北）・二・三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町一丁目、 上泉町（上電北）、亀泉町（西久保線北）、荻窪町、堀之下町（西久保線北）、 堤町（西久保線北）、江木町（西久保線北）、箱田町、後家町、前箱田町、 前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、 小相木町一丁目、古市町、古市町一・二丁目、江田町、朝日が丘町、光が丘町、 大利根町一・二丁目、新前橋町、青葉町、元総社町、元総社町一・二・三丁目、 大友町一・二・三丁目、石倉町、石倉町一・二・三・四・五丁目、 鳥羽町、下石倉町、問屋町一・二丁目、総社町総社、総社町一・二・三・四丁目、 総社町植野、総社町高井、高井町一丁目、総社町桜が丘、大渡町一・二丁目、 上細井町、下細井町、北代田町、下小出町一・二・三丁目、 上小出町一・二・三丁目、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、荒牧町一・二・三・四丁目、 日輪寺町、川端町、田口町、関根町、関根町一・二・三丁目、川原町、 川原町一・二丁目、南橋町、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町、 天川大島町（両毛線南）勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、 嶺町、金丸町、高花台一・二丁目 ※以上町内のし尿収集運搬のみ

(有)日出清掃社	城東町三・四・五丁目、大手町一・二・三丁目、千代田町一・二・三・四・五丁目、 本町一・二・三丁目、表町二丁目、三河町一・二丁目、朝日町一・二・三・四丁目、 三俣町一丁目（上電南）、西片貝町二・三・四・五丁目、 東片貝町、上泉町（上電南）、石関町、亀泉町（西久保線南）、堀之下町（西久保線南）、 堤町（西久保線南）、江木町（西久保線南）、天川大島町（両毛線北）、 天川大島町一・二・三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、野中町、 下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、 荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、 小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町、神沢の森 ※以上町内のし尿収集運搬のみ
(有)大胡清掃社	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、 上大屋町 ※以上町内のし尿収集運搬のみ
(有)粕川衛生	鼻毛石町、粕倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町 粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、 粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、 粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳 ※以上町内のし尿収集運搬のみ
(有)富士見清掃センター	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町小沢、 富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町石井、富士見町漆窪、 富士見町市之木場、富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山 ※以上町内のし尿収集運搬のみ

ただし、災害時等により市長が特に認めた場合には、この限りではない。

(2) 浄化槽汚泥収集運搬

次の5社で前橋市全域の浄化槽汚泥収集運搬を行う。

(株)関東グンセイ、(株)都市センター、(有)大胡清掃社、(有)粕川衛生、(有)富士見清掃センター

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の種類	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	市（直営）	膜分離高負荷生物脱窒素処理 ＋高度処理方式	市（直営）	乾燥段付流動床焼却処理方式 助燃材等の炭化製品
浄化槽汚泥		固液分離性汚泥処理		

5 収集運搬業者ごとの搬入先

(1) (株)関東グンセイ、(有)日の出清掃社、(有)大胡清掃社、(有)粕川衛生、(有)富士見清掃センターが収集したし尿は、し尿処理施設へ搬入する。

(2) (株)関東グンセイ、(株)都市センター、(有)大胡清掃社、(有)粕川衛生、(有)富士見清掃センターが収集した浄化槽汚泥は、し尿浄化槽汚泥処理施設へ搬入する。

6 脱水汚泥の区域外処分

し尿・浄化槽汚泥処理施設等から発生する脱水汚泥の区域外処分については、次のとおりとする。

排出事業者	前橋市	前橋市
種類	脱水汚泥	脱水汚泥
排出量	1,610 t/年	410 t/年
収集運搬業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 262	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山3 13
処分業者	(株)エコ計画	オリックス資源循環(株)
処理方法	乾燥、焼却	ガス化改質
処理期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

排出事業者	前橋市	前橋市
種類	汚泥	汚泥
排出量	50 t/年	100 t/年
収集運搬業者	信濃理化学工業(株)	(株)南信サービス
処分の場所	長野県長野市松代町大室 1279-1	長野県下伊那郡松川町元大島27 15-43
処分業者	信濃理化学工業(株)	(株)南信サービス
処理方法	肥料化	肥料化
処理期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで